

4月17日版

令和8年度診療報酬改定の要望書作成のための調査
調査項目

【メッセージ】

令和8年度診療報酬改定の要望書を作成するために、訪問看護事業所の実態と訪問看護のエビデンスを明らかにしたいと思っております。そのための実態調査にご協力をお願い致します。

【倫理的配慮】

※本調査でご回答いただいた情報については集計結果をとりまとめ公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては、統計的に処理し事業所名が特定されることはありません。また、回答データを集約・分析のために外部機関に委託させていただくことがあります。その際、情報管理が適切に取り扱われるよう配慮いたします。また、ご回答いただけなかった場合でも何ら不利益を被るものではございません。尚、回答後は、取り下げのご希望に応じることはできませんのでご了承ください。

◆ 調査期間は、指定のない限り令和7年3月の1箇月間です。

1. 事業所の概要

- 1) 所在地(都道府県名)
- 2) ステーション名
- 3) 貴事業所は、医療保険の「特別地域訪問看護加算」に係る地域にありますか
①はい ②いいえ ③わからない
- 4) 貴事業所は医療資源の少ない地域に該当しますか。※「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」における「医療を提供しているが医療資源の少ない地域」

【URL:医療資源の少ない地域はコチラ】

- ①はい ②いいえ ③わからない

5) 法人種別:

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 医療法人 | ④ 社団・財団法人 |
| ② 営利法人(株式会社・有限会社・合名会社・合資会社) | ⑤ 医師会 |
| ③ 社会福祉法人・社会福祉協議会 | ⑥ 看護協会 |
| | ⑦ その他() |

6) 同一法人が有する施設・事業所の併設状況(併設しているものを選択)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 訪問看護ステーション | ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ② 病院・診療所 | ⑧ 小規模多機能型居宅介護 |
| ③ 居宅介護支援事業所 | ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| ④ 訪問介護事業所 | ⑩ 介護療養型医療施設 |
| ⑤ 通所介護事業所・療養通所介護事業所 | ⑪ サービス付き高齢者住宅 |
| ⑥ 地域包括支援センター | ⑫ 認知症対応型共同生活介護 |

- ⑬ 介護医療院
- ⑭ 障害福祉サービス事業所(就労系サービス)
- ⑮ 障害福祉サービス事業所(相談系サービス)
- ⑯ 障害福祉サービス事業所(施設・居住系サービス)
- ⑰ その他()
- ⑱ あてはまるものはない

7) 開設年度

- ① 1992年度～1999年度
- ② 2000年度～2009年度
- ③ 2010年度～2019年度
- ④ 2019年度～2022年度
- ⑤ 2023年度以降

8) 職員の状況:看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、歯科衛生士、事務職員、その他のそれぞれの実人数(いない場合は「0」を選択)

9) 加算の届出状況

- ① 24時間対応体制加算イ. ロ
- ② 特別管理加算
- ③ 訪問看護管理療養費1. 2
- ④ 訪問看護ベースアップ評価料 I. II (イ～ソ)
- ⑤ 訪問看護医療DX情報活用加算

2. 利用者情報

※ 同一月に介護保険の利用者で特別訪問看護指示書が発行され医療保険に一時的に変更になった方は、介護保険としてカウントしてください。

10) 全体の利用者数(7年3月 1箇月間)

内、介護保険の利用者数、

内、医療保険の利用者数

内、18歳未満の利用者数

内、精神科訪問看護基本療養費を算定している利用者

3. オンライン診療、オンライン服薬指導等を利用した利用者について(令和7年1月～3月 3箇月間)

11) 情報通信機器を用いたオンライン診療を利用している利用者数(いない・把握していない場合は「0」を選択)

12) 情報通信機器を用いたオンライン服薬指導を利用している利用者数(いない・把握していない場合は「0」を選択)

13) 貴事業所の職員が情報通信機器を用いた診療の補助(P with N)を行ったことがありますか(いない場合は「0」を選択)⇒13)で「0」と回答した方は、4へ

14) 13)貴事業所の職員が情報通信機器を用いた診療の補助(D to P with N)を行ったことがある利用者像 (複数回答)

a～wは、【別表7】厚生労働大臣が定める疾病等

- a 末期の悪性腫瘍
- b 多発性硬化症
- c 重症筋無力症
- d スモン
- e 筋萎縮性側索硬化症
- f 脊髄小脳変性症
- g ハンチントン病
- h 進行性筋ジストロフィー症
- i パーキンソン病関連疾患
- j 多系統萎縮症
- k プリオン病
- l 亜急性硬化性全脳炎
- m ライソゾーム病
- n 副腎白質ジストロフィー
- o 脊髄性筋萎縮症
- p 球脊髄性筋萎縮症
- q 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- r 後天性免疫不全症候群
- s 頸髄損傷
- t 人工呼吸器を使用している状態
- u 精神科訪問看護基本療養費を算定している者
- v 超重症児・準超重症児
- w 特別訪問看護指示書が発行された者
- x 該当なし

15) 13) 貴事業所の職員が情報通信機器を用いた診療の補助(D to P with N)を行った際に提供する利用者像 特別管理の状態の者(別表8)(複数回答)

- a 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- b 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
- c 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- d 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- e 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- f 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- g 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- h 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
- i 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- j 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- k 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- l 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- m 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- n 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- o 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- p 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

- q 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- r 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- s 該当なし

16) 13) 貴事業所の職員が情報通信機器を用いた診療の補助(D to P with N)を行った際に、実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|--|
| a 該当なし | 含む) |
| b 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | o 皮内、皮下及び筋肉内注射
(皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| c 経鼻経管栄養の管理 | p 簡易血糖測定 |
| d 中心静脈栄養の管理 | q インスリン注射 |
| e 輸液ポンプの管理 | r 疼痛管理(麻薬なし) |
| f カテーテルの管理 | s 疼痛管理(麻薬使用) |
| g ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | t 創傷処置 |
| h 口鼻腔吸引 | u 褥瘡処置 |
| i 気管内吸引 | v 皮膚トラブルに対する軟膏処置等 |
| j 吸入 | w 浣腸・摘便 |
| k 酸素療法(酸素吸入) | x 導尿 |
| l 気管切開の管理 | y その他() |
| m 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 | z 該当なし |
| n 静脈内注射(末梢静脈点滴 | |

17) 13) 貴事業所の職員が情報通信機器を用いた診療の補助(D to P with N)を行った際に、実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| a 服薬指導・服薬管理 | 置の指導 |
| b 排泄の援助 | l 利用者・家族等への異常出現時の対応に関する指導 |
| c 口腔ケア | m 在宅看取りへ向けた利用者・家族との調整 |
| d 清潔ケア(更衣含む) | n ターミナルケア(緊急時対応など関係者との調整や意思決定支援も含む) |
| e 体位変換 | o 睡眠のためのケア |
| f 移動・移乗の介助 | p 療養のための環境整備・介護指導(衛生材料等の確認を含む) |
| g 呼吸ケア | q 担当者会議 |
| h 介護力がないため(排痰ケアやおむつ交換) | |
| i 心身の状況の評価と利用者・家族への説明 | |
| j 精神的ケア | |
| k 利用者・家族等への医療処 | |

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------------|
| r | 重要事項の説明や契約に係ること | u | 通信状況の確認 |
| s | 機器の設置 | v | オンライン関係のトラブル対応 |
| t | 機器の操作 | w | その他() |

4. 退院支援指導加算(令和7年1月～3月 3箇月間)

18) 退院日に訪問した利用者数(いない場合は「0」を選択)⇒「0」と回答した場合は5へ

19) その内、複数名で訪問した利用者数⇒「0」と回答した場合は24へ

20) 退院日に複数名で訪問した利用者像 a～tは別表7の状態の方(複数回答)

- a 末期の悪性腫瘍
- b 多発性硬化症
- c 重症筋無力症
- d スモン
- e 筋萎縮性側索硬化症
- f 脊髄小脳変性症
- g ハンチントン病
- h 進行性筋ジストロフィー症
- i パーキンソン病関連疾患
- j 多系統萎縮症
- k プリオン病
- l 亜急性硬化性全脳炎
- m ライソゾーム病
- n 副腎白質ジストロフィー
- o 脊髄性筋萎縮症
- p 球脊髄性筋萎縮症
- q 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- r 後天性免疫不全症候群
- s 頸髄損傷
- t 人工呼吸器を使用している状態
- u 精神科訪問看護基本療養費を算定している者
- v 超重症児・準超重症児
- w 特別訪問看護指示書が発行された者
- x その他()
- y 該当なし

21) 退院日に複数名で訪問した利用者像 特別管理の状態の者(別表8)(複数回答)

- a 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- b 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
- c 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- d 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- e 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- f 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- g 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- h 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者

- i 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- j 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- k 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- l 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- m 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- n 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- o 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- p 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- q 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- r 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- s 該当なし

22) 退院日に複数名で訪問した時のケアの内容 実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|--|
| a 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | 含む) |
| b 経鼻経管栄養の管理 | n 皮内、皮下及び筋肉内注射
(皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| c 中心静脈栄養の管理 | o 簡易血糖測定 |
| d 輸液ポンプの管理 | p インスリン注射 |
| e カテーテルの管理 | q 疼痛管理(麻薬なし) |
| f ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | r 疼痛管理(麻薬使用) |
| g 口鼻腔吸引 | s 創傷処置 |
| h 気管内吸引 | t 褥瘡処置 |
| i 吸入 | u 皮膚トラブルに対する軟膏
処置等 |
| j 酸素療法(酸素吸入) | v 浣腸・摘便 |
| k 気管切開の管理 | w 導尿 |
| l 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 | x その他() |
| m 静脈内注射(末梢静脈点滴) | y 該当なし |

23) 退院日に複数名で訪問した時のケアの内容 実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|--------------|------------------------|
| a 服薬指導・服薬管理 | g 呼吸ケア |
| b 排泄の援助 | h 介護力がないため(排痰ケアやおむつ交換) |
| c 口腔ケア | i 心身の状況の評価と利用者・家族への説明 |
| d 清潔ケア(更衣含む) | j 精神的ケア |
| e 体位変換 | |
| f 移動・移乗の介助 | |

- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|
| k | 利用者・家族等への医療処
置の指導 | o | 睡眠のためのケア |
| l | 利用者・家族等への異常出
現時の対応に関する指導 | p | 療養のための環境整備・介
護指導(衛生材料等の確認
を含む) |
| m | 在宅看取りへ向けた利用
者・家族との調整 | q | 担当者会議 |
| n | ターミナルケア(緊急時対応
など関係者との調整や意思
決定支援も含む) | r | 重要事項の説明や契約に係
ること |
| | | s | その他 |

24) 退院日に訪問した利用者の内、夜間(18:00~23:59)に訪問した利用者数(いない場合は「0」)
⇒「0」の場合は、5へ

25) 退院日の夜間(18:00~23:59)に訪問した利用者像(複数回答) a~oは、【別表7】厚生労働大
臣が定める疾病等

- a 末期の悪性腫瘍
- b プリオン病
- c 多発性硬化症亜急性硬化性全脳炎
- d 重症筋無力症ライソゾーム病
- e スモン副腎白質ジストロフィー
- f 筋萎縮性側索硬化症脊髄性筋萎縮症
- g 脊髄小脳変性症球脊髄性筋萎縮症
- h ハンチントン病慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- i 進行性筋ジストロフィー症後天性免疫不全症候群
- j パーキンソン病関連疾患頸髄損傷
- k 多系統萎縮症
- l 人工呼吸器を使用している状態
- m 後天性免疫不全症候群
- n 頸髄損傷
- o 人工呼吸器を使用している状態
- p 精神科訪問看護基本療養費を算定している者
- q 超重症児・準超重症児
- r 特別訪問看護指示書の発行された者
- s その他()
- t 該当なし

26) 退院日の夜間(18:00~23:59)に訪問した利用者像 特別管理の状態の者(別表8)(複数回
答)

- a 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- b 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者

- c 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- d 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- e 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- f 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- g 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- h 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
- i 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- j 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- k 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- l 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- m 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- n 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- o 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- p 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- q 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- r 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- s 該当なし

27) 退院日の夜間(18:00～23:59)に訪問した時の実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください(複数回答)

- | | |
|------------------------|--|
| a 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | n 皮内、皮下及び筋肉内注射
(皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| b 経鼻経管栄養の管理 | o 簡易血糖測定 |
| c 中心静脈栄養の管理 | p インスリン注射 |
| d 輸液ポンプの管理 | q 疼痛管理(麻薬なし) |
| e カテーテルの管理 | r 疼痛管理(麻薬使用) |
| f ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | s 創傷処置 |
| g 口鼻腔吸引 | t 褥瘡処置 |
| h 気管内吸引 | u 皮膚トラブルに対する軟膏処置等 |
| i 吸入 | v 浣腸・摘便 |
| j 酸素療法(酸素吸入) | w 導尿 |
| k 気管切開の管理 | x その他 |
| l 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 | y 該当なし |
| m 静脈内注射(末梢静脈点滴含む) | |

28) 退院日の夜間(18:00～23:59)に訪問した利用者の実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| a | 服薬指導・服薬管理 | 時の対応に関する指導 |
| b | 排泄の援助 | m 在宅看取りへ向けた利用者・
家族との調整 |
| c | 口腔ケア | |
| d | 清潔ケア(更衣含む) | n ターミナルケア(緊急時対応な
ど関係者との調整や意思決定
支援も含む) |
| e | 体位変換 | |
| f | 移動・移乗の介助 | o 睡眠のためのケア |
| g | 呼吸ケア | p 療養のための環境整備・介護
指導(衛生材料等の確認を含
む) |
| h | 介護力がないため(排痰ケ
アやおむつ交換) | q 担当者会議 |
| i | 心身の状況の評価と利用
者・家族への説明 | r 重要事項の説明や契約に係
ること |
| j | 精神的ケア | s その他 |
| k | 利用者・家族等への医療処
置の指導 | |
| l | 利用者・家族等への異常出現 | |

29) 退院日の夜間(18:00~23:59)に誰の要請で訪問しましたか

- a 利用者・家族等(主たる介護者)の求めがあったため
- b 主治医からの訪問要請があったため
- c その他

30) 29)で「a」を選択した場合、その内容

- a. 利用者本人の様子に変化があるため
- b. 医療機器にトラブルが発生したため
- c. 医療処置について心配なため
- d. 物品や環境について心配なため
- e. 内服薬について心配なため
- f. 電話では、解決できなかったため
- g. 転倒・転落した
- h. 介護力がないため
- i. その他

31) 29)で「b」を選択した場合、その内容

- a. 利用者の病状確認
- b. 医療機器にトラブルが発生した
- c. 利用者の急変リスクへの対応
- d. 環境変化に伴うトラブルが生じていないか確認
- e. 退院当日の心身の状態が入院時の情報と異なっており、状態の変化がないか確認

- f. 時間をとおいてから行う必要がある医療処置があった(点滴の抜針等)
- g. 時間をとおいてから行う必要があるケア、療養指導があった(胃ろうの接続を外す等)
- h. その他()

5. 長時間訪問看護加算(令和7年3月 1箇月間)

32) (算定の有無にかかわらず)90分以上の訪問が必要な利用者数(いない場合は、「0」を選択)⇒
「0」の場合は6へ

33) その内、週2回以上長時間訪問をしている利用者数(いない場合は、「0」を選択)⇒「0」の場合は
6へ

34) 長時間訪問看護加算を算定できないが、週2回以上長時間訪問している利用者数(いない場合は、「0」を選択)⇒「0」の場合は6へ

35) 長時間訪問看護加算を算定できないが、週2回以上長時間訪問している利用者像 (複数回答)

a～tは、【別表7】厚生労働大臣が定める疾病等

- a 末期の悪性腫瘍
- b 多発性硬化症
- c 重症筋無力症
- d スモン
- e 筋萎縮性側索硬化症
- f 脊髄小脳変性症
- g ハンチントン病
- h 進行性筋ジストロフィー症
- i パーキンソン病関連疾患
- j 多系統萎縮症
- k プリオン病
- l 亜急性硬化性全脳炎
- m ライソゾーム病
- n 副腎白質ジストロフィー
- o 脊髄性筋萎縮症
- p 球脊髄性筋萎縮症
- q 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- r 後天性免疫不全症候群
- s 頸髄損傷
- t 人工呼吸器を使用している状態
- u 精神科訪問看護基本療養費を算定している者
- v 超重症児・準超重症児
- w 特別訪問看護指示書が発行された者
- x 該当なし

36) 長時間訪問看護加算を算定できないが、週2回以上長時間訪問している利用者像 特別管理の状態の者(別表8)(複数回答)

- a 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- b 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者

- c 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- d 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- e 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- f 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- g 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- h 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
- i 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- j 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- k 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- l 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- m 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- n 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- o 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- p 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- q 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- r 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- s 該当なし

37) 長時間訪問看護加算を算定できないが週2回以上の長時間訪問で、実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|----------------------|
| a 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | 含む) |
| b 経鼻経管栄養の管理 | n 皮内、皮下及び筋肉内注射 |
| c 中心静脈栄養の管理 | (皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| d 輸液ポンプの管理 | o 簡易血糖測定 |
| e カテーテルの管理 | p インスリン注射 |
| f ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | q 疼痛管理(麻薬なし) |
| g 口鼻腔吸引 | r 疼痛管理(麻薬使用) |
| h 気管内吸引 | s 創傷処置 |
| i 吸入 | t 褥瘡処置 |
| j 酸素療法(酸素吸入) | u 皮膚トラブルに対する軟膏処置等 |
| k 気管切開の管理 | v 浣腸・摘便 |
| l 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 | w 導尿 |
| m 静脈内注射(末梢静脈点滴) | x 該当なし |
| | y その他 |

38) 長時間訪問看護加算を算定できないが週2回以上の長時間訪問で、実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------------|
| a | 服薬指導・服薬管理 | 時の対応に関する指導 |
| b | 排泄の援助 | m 在宅看取りへ向けた利用者・家族との調整 |
| c | 口腔ケア | n ターミナルケア(緊急時対応など関係者との調整や意思決定支援も含む) |
| d | 清潔ケア(更衣含む) | o 睡眠のためのケア |
| e | 体位変換 | p 療養のための環境整備・介護指導(衛生材料等の確認を含む) |
| f | 移動・移乗の介助 | q 担当者会議 |
| g | 呼吸ケア | r 重要事項の説明や契約に係ること |
| h | 介護力がないため(排痰ケアやおむつ交換) | s その他 |
| i | 心身の状況の評価と利用者・家族への説明 | |
| j | 精神的ケア | |
| k | 利用者・家族等への医療処置の指導 | |
| l | 利用者・家族等への異常出現 | |

6. 機能強化型管理療養費について

39) 貴ステーションでは、2020年度～2024年度(年度の途中で変更した場合は、届出期間が長い方1つを選んでください)に、機能強化型管理療養費Ⅰ～Ⅲを届出していますか。

- ① 2020年度～2024年度にⅠを届出している
- ② 2020年度～2024年度にⅡを届出している
- ③ 2020年度～2024年度にⅢを届出している
- ④ 2020年度～2024年度に届出していない

⇒④すべてに「届出していない」を選んだ人は、⇒7へ

40) 「a.ターミナルケア療養費(医療保険)」・「b.ターミナルケア加算(介護保険)」について:2020年度～2024年度(4月～翌3月)の年度毎の算定者数を教えてください。(推移)いない場合は「0」を選択してください。

- ① a.bそれぞれ2020年度に算定した人数
- ② a.bそれぞれ2021年度に算定した人数
- ③ a.bそれぞれ2022年度に算定した人数
- ④ a.bそれぞれ2023年度に算定した人数
- ⑤ a.bそれぞれ2024年度に算定した人数

41) 「c.在宅がん医療総合診療料を算定していた保険医療機関と共同で訪問看護を提供していた利用者の死亡件数」・「d.6月以上の訪問看護の提供の後、7日以内の入院を経て連携する保険医療機関で死亡した件数」について:2020年度～2024年度(4月～翌3月)の1年ごとの推移

- ① c.dそれぞれ2020年度にいたか 人数 不明

- ② c.dそれぞれ2021年度にいたか 人数 不明
- ③ c.dそれぞれ2022年度にいたか 人数 不明
- ④ c.dそれぞれ2023年度にいたか 人数 不明
- ⑤ c.dそれぞれ2024年度にいたか 人数 不明

7. 週3日までの訪問の利用者の、4回目以降の緊急訪問について(令和7年1月～3月 3箇月)

42) 週3日までの訪問の利用者で4回目以降の緊急訪問が必要になった利用者の人数(いない場合は「0」)⇒8へ

43) 直近で対応した利用者像 (直近で対応した1事例についてお答えください)

【疾患名】

- ① 悪性新生物
- ② 心疾患
- ③ 脳血管疾患
- ④ 精神科疾患
- ⑤ 肺炎
- ⑥ 転倒などの事故
- ⑦ その他(FA)

44) 年齢

- 1. 18歳未満
- 2. 18～30歳未満
- 3. 30～40歳未満
- 4. 40～65歳未満
- 5. 65歳以上

45) 週3日までの訪問の利用者で4回目以降の緊急訪問が必要になった利用者の実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| a 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | i 吸入 |
| b 経鼻経管栄養の管理 | j 酸素療法(酸素吸入) |
| c 中心静脈栄養の管理 | k 気管切開の管理 |
| d 輸液ポンプの管理 | l 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 |
| e カテーテルの管理 | m 静脈内注射(末梢静脈点滴含む) |
| f ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | n 皮内、皮下及び筋肉内注射(皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| g 口鼻腔吸引 | |
| h 気管内吸引 | |

- | | |
|-----------------|---------|
| o 簡易血糖測定 | 置等 |
| p インスリン注射 | v 浣腸・摘便 |
| q 疼痛管理(麻薬なし) | w 導尿 |
| r 疼痛管理(麻薬使用) | x その他 |
| s 創傷処置 | y 該当なし |
| t 褥瘡処置 | |
| u 皮膚トラブルに対する軟膏処 | |

46) 週3日までの訪問の利用者で4回目以降の緊急訪問が必要になった利用者の実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| a 服薬指導・服薬管理 | 時の対応に関する指導 |
| b 排泄の援助 | m 在宅看取りへ向けた利用者・家族との調整 |
| c 口腔ケア | n ターミナルケア(緊急時対応など関係者との調整や意思決定支援も含む) |
| d 清潔ケア(更衣含む) | o 睡眠のためのケア |
| e 体位変換 | p 療養のための環境整備・介護指導(衛生材料等の確認を含む) |
| f 移動・移乗の介助 | q 担当者会議 |
| g 呼吸ケア | r 重要事項の説明や契約に係ること |
| h 介護力がないため(排痰ケアやおむつ交換) | s その他 |
| i 心身の状況の評価と利用者・家族への説明 | |
| j 精神的ケア | |
| k 利用者・家族等への医療処置の指導 | |
| l 利用者・家族等への異常出現 | |

47) (その後の対応)費用をどうしましたか

- ① 自費
- ② 貰わなかった
- ③ 医師に報告して特別訪問看護指示書を発行してもらった
- ④ その他()

48) (その後の対応)転帰

- ① 入院した
- ② 受診した
- ③ 往診してもらった
- ④ 様子を見た
- ⑤ その他()

8. 緊急ではなく計画された、短期入所介護・短期療養介護の入所または退所当日に訪問看護が必要

だった利用者について(令和7年1月～3月の3箇月間)

49) 緊急ではなく計画された、短期入所生活介護の入所または退所当日に、訪問看護を提供した利用者数(いない場合は「0」「わからない」)⇒アンケートは終了です。

50) 緊急ではなく計画された、短期入所療養介護の入所または退所当日に、訪問看護を提供した利用者数(いない場合は「0」)、「0」「わからない」と回答⇒アンケートは終了です。

51) 緊急ではなく計画された、短期入所生活介護の入所または退所当日に訪問看護を提供した利用者像について(直近の利用者についてお答えください)(複数回答)

- a 末期の悪性腫瘍
- b 多発性硬化症
- c 重症筋無力症
- d スモン
- e 筋萎縮性側索硬化症
- f 脊髄小脳変性症
- g ハンチントン病
- h 進行性筋ジストロフィー症
- i パーキンソン病関連疾患
- j 多系統萎縮症
- k プリオン病
- l 亜急性硬化性全脳炎
- m ライソゾーム病
- n 副腎白質ジストロフィー
- o 脊髄性筋萎縮症
- p 球脊髄性筋萎縮症
- q 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- r 後天性免疫不全症候群
- s 頸髄損傷
- t 人工呼吸器を使用している状態
- u 精神科訪問看護基本療養費を算定している者
- v 超重症児・準超重症児
- w 特別訪問看護指示書が発行された者
- x 該当なし

52) 利用者像 特別管理の状態の者(別表8)(複数回答)

- a 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- b 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
- c 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- d 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- e 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- f 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- g 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- h 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者

- i 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- j 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- k 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- l 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- m 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- n 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- o 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- p 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- q 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- r 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- s その他()
- t 該当なし

53) 緊急ではなく計画された、ショートステイ入所または退所日に、実際に行った医療処置として当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- | | |
|------------------------|--|
| a 胃ろう・腸ろうによる栄養管理 | n 皮内、皮下及び筋肉内注射
(皮下点滴を含む。インスリン注射を除く) |
| b 経鼻経管栄養の管理 | o 簡易血糖測定 |
| c 中心静脈栄養の管理 | p インスリン注射 |
| d 輸液ポンプの管理 | q 疼痛管理(麻薬なし) |
| e カテーテルの管理 | r 疼痛管理(麻薬使用) |
| f ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 | s 創傷処置 |
| g 口鼻腔吸引 | t 褥瘡処置 |
| h 気管内吸引 | u 皮膚トラブルに対する軟膏処置等 |
| i 吸入 | v 浣腸・摘便 |
| j 酸素療法(酸素吸入) | w 導尿 |
| k 気管切開の管理 | x その他 |
| l 人工呼吸器(持続陽圧呼吸療法含む)の管理 | y 該当なし |
| m 静脈内注射(末梢静脈点滴含む) | |

54) 緊急ではなく計画された、ショートステイ入所または退所日に実際に行ったケアとして当てはまるものを全て選択してください【複数回答】

- a 服薬指導・服薬管理
- b 排泄の援助
- c 口腔ケア
- d 清潔ケア(更衣含む)

- e 体位変換
- f 移動・移乗の介助
- g 呼吸ケア
- h 介護力がないため(排痰ケアやおむつ交換)
- i 心身の状況の評価と利用者・家族への説明
- j 精神的ケア
- k 利用者・家族等への医療処置の指導
- l 利用者・家族等への異常出現時の対応に関する指導
- m 在宅看取りへ向けた利用者・家族との調整
- n ターミナルケア(緊急時対応など関係者との調整や意思決定支援も含む)
- o 睡眠のためのケア
- p 療養のための環境整備・介護指導(衛生材料等の確認を含む)
- q 担当者会議
- r 重要事項の説明や契約に係ること
- s その他

ご協力ありがとうございました。